

令和6年7月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和6年7月19日開会

丸亀市農業委員会

令和6年7月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和6年7月19日（金） 午前9時30分～午前10時20分

開催場所 丸亀市役所 2階 201・202会議室

出席委員 41人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|-----------|------------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 13. 竹田 久義 |
| 2. 田中 浩信 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松 和貴子 | 14. 松永 哲夫 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 山根 三枝子 | 11. 竹内 章雄 | 15. 尾崎 義美 |
| 4. 内田 久夫 | 8. 富田 等 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 21. 山本 清秀 | 30. 三谷 孝治 |
| 5. 齋藤 純子 | 12. 大西 浩 | 22. 深井 正隆 | |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 23. 佐藤 久男 | |
| 7. 守家 祥司 | 15. 田羅間 勳 | 24. 竹林 隆 | |

欠席委員 5人

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 13. 大野 忠志 | 19. 喜來 聖則 | 29. 山本 敏一 |
| 17. 田中 正隆 | 27. 徳永 善史 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 谷本 孝二
事務局次長 大西 良明
主 査 佐々木武志
主 査 中山 弘美
主 任 宮内 隆匡

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第36号 農用地利用集積計画の決定について

議案第37号 非農地証明願について

議案第38号 許可後の事業計画変更申請について

報 告

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第18号 許可後の取消願について

その他

●事務局長（谷本孝二君）

はい、おはようございます。ただいまから令和6年7月の定例の農業委員会総会のほう開催させていただけたらと思います。会長のほうでよろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫）

おはようございます。ちょうど我々が任命されまして1年が経ちました。大体慣れていろんな通常の推進業務やっけていただいております。ありがとうございます。そしてまた、7月8日は先日お願いしておりましたように、また皆さんいろんな現況を調査していただくようになります。暑い時期でありますけれども、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。今日はまた、いろんな案件がございますけれどもどうぞよろしくお願いをいたします。今日はありがとうございます。それでは本日の出席委員さんは15名で、過半数の方が出席いただきますので総会が成立しておりますことを報告いたします。今、お1人ちょっと遅れてくれるようですけども、一応ここで始めさせていただきます。本日の議事録署名委員は、12番 松永哲之委員さんと13番 竹田委員さんをお願いいたします。よろしくお願いします。最初、農政に関する議題に入りたいと思いますが、今月の農政に関する議題は特にないようです。その他、何か議題はございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません。本日ですね、総会の次第と、あと、カラー刷りの2枚チラシが入っておるかと思うんですが、片一方の農用地、利用計画変更申出書云々という片面のやつ、こちらの方お出しただけたらと思います。本来でありますと農林水産課の農業振興地域の整備計画の担当が来て説明申し上げるところなんです、ちょっと今までの農振除外の議案のときにお話ができてなかったみたいなのでちょっと事務局の方で説明をさせていただきます。農業振興地域の整備計画の変更申出書、2ヶ月にいったん農業委員会の方に議案として載せさせていただき、偶数月に出させていただきますが、こちらの方が今現在、全体見直しっていう作業に入るようになります。この全体見直しというのが、農業振興地域に関する法律の中で、概ね5年に1度と10年に1度見直しをなさいよということで、5年に1度は農用地の除外の関係の農用地区域の変更のみの変更、あと10年に1度は計画全体の変更ということで、令和6年度は計画全体の変更ということで、今作業に農林水産課の方が入っております。その関係で計画が一本ですので、変更の受け付けができないということ

で、先月6月の農家住宅、分家住宅等の受付で、一旦停止をさせていただいて、次、再開見込みが、年明けの2月に農家住宅なり分家住宅の再開、あと事業用の分譲住宅とか共同住宅については、令和7年4月からの再開の見込みで今作業が進んでおります。ということでとりあえず、今度、農振除外の議案が上がるのが、早かったら令和7年の2月の農家住宅からということで、その間除外申請がありませんので、転用の件数も随分減ってくるかと思しますので、そういう形でご理解をいただけたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

先月の定例総会の際に申し上げました、3条申請がございました飯山町●●地区の市外の●●市の方の申請の案件。私、地元の農業委員さん、そして事務局で聞き取りいたしました。結構広い面積だったんで、実際にその転用、いやいや転用といいますか、これ実際やるのかということで確認しましたところ、本人おっしゃるには、十分やる見込みがあるし、開発した後は、きちんと畑にして、何々をやるということはお出しいただきました。ただ、今すでは半分進んでおりますし、なかなか大きい面積なので、後々ずっと見ていかなければいけないとは思っております。ということで、3条の申請については処理するってことといたしております。なお、地元の委員さん何かありますか。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません事務局の方で補足させていただきます。当日、松永会長と尾崎委員さんと、あと推進委員さんの山本さんの3名と私と3条申請の担当の佐々木と聞き取りをさせていただきました。面積大きいですが、最終的には外国人の雇用とかというのを含めて、野菜、果樹含めて計画をしていくということで、ここで名前出したんかどうかかわからないんですが、●●委員さんと随分故意にされておって、実際いろいろなお知恵を●●委員さんに聞いているということで、●●委員さんの方を通じてその外国人の労働者とかそういうのもちょっとお願いしていきたいのだったという話をされておりました。あと交換の案件が1件あったと思うのですが、交換と売買と同じ人があったと思うんですが、その分の案件については実際そのほとんどが山なんです、その交換するところについては、今度買う人の●●さんが今持ってることで、唯一、稲ができる場所なんで、実際交換する相手の方は相続されても桃ができないってということで、稲をする農地が欲しいということで交換と、山手の部分は●●さんが買うような形。というような形での申請ということで、聞き取りをさせていただきました。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

今申し上げましたが、一応了承したとしておりますけれども、特に何かご意見ございませんか。なければもう先月の案件についてはそういうふう to 処理させていただきますのでよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

それでは報告連絡事項に移ります。報告 1 定例農家相談会の開催結果について、事務局より報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。前回の農家相談の開催結果をご報告させていただきます。飯山市民総合センター開催分は、令和 6 年 6 月 27 日木曜日 尾崎委員さんで、市役所本庁開催分は令和 6 年 7 月 5 日金曜日 内田委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は、7 月 10 日水曜日 松永委員さんで、当日 9 時から 11 時の間で受け付けを行いました。綾歌市民総合センター開催時に 3 件の相談がありました。そのうち 1 件はちょっと農家相談ではないのですが、一応 3 件ともご説明をさせていただきます。1 つ目の案件につきましては、息子さんに名義を変更するということで司法書士さんに相談したところ、他人の名義が入るとというような話を聞いたということで、登記ができないということはどうなっているのか調べて欲しいというようなことで、相談がありました。回答いたしましては、とりあえず状況確認してということで、本人の方に連絡するということで、その場では伝えたのですが、土地の登記簿謄本等を確認したところ、他人の名義が入っているようには思えなかったのですが、綾歌市民総合センターの中山の方から、相手方の方にもう一度、司法書士の方に、どういう状況なんか確認しないとちょっとわからない状況だったので、そういう形でつなげております。2 つ目の案件につきましては、前農業委員会長がお見えになって、実際、事務局の不手際の部分があるのですが、農業委員会総会の議事録がほとんどホームページ等にアップされていません。こちらの方がですね、3 月まで職員で、担当でおった●●がしておったんですが、なかなか事務の方が結構怠慢で、滞っておって、私からもう何遍か注意させていただいて、松永会長からも随分注意していただいたんですが、もうそのまま、事務が滞っておる状況で、実際まだ全部が 5 年度すんでいません。とりあえず、前の委員さんの部分、前回の委員さんの部分については、とりあえず今ホームページにアップさせていただいて、今事務局総出でですね、残りの部分、議事録の方を精査して、できれば、今月、来月中ぐらいには、すべてアップをしていきたいというふう to

考えております。あともう1つあったのが地域計画の策定について、地元の話し合いなり、進捗状況がわからんがというようなお話だったんで、こちらの方は、主管課の方が農林水産課の方になりますので、当日、文書持ってこられていましたので、その文書を農林水産課長の方にお渡しして対応をお願いしております。この2つの案件についてちょっと定例の農家相談よりは行政への要望になりますので、ちょっと違うのかなと思いますが一応ご報告をさせていただけたらと思います。3つ目の相談者は、2つの相談がありまして、1つ目が農地を売却したいが、不動産屋さんが相手にしてくれないっていうことと、あと2つ目が、水門の劣化による修繕とあと床板の拡張について、どこにお願いしたらいいのかというような内容でした。1つ目については、現在水稻を作付されていますので、経営が難しくなるようであれば、農地機構等に相談して対策等のお話をするようにということで、資料の方をお渡ししています。あと2つ目については地元水利組合へ相談する旨のお話をさせていただいております。次回の農家相談の開催ですが、飯山市民総合センター開催分は7月29日月曜日 竹田委員さんで、市役所本庁開催分は8月5日月曜日 平山委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は8月13日の火曜日 牛田委員さんの担当でそれぞれ、午前9時から11時までの受付となっておりますのでよろしくお願いします。農家相談の手引きをお持ちの上ご出席いただけたらと思います。よろしくお願いします。以上報告といたします。

●会長（松永哲夫君）

今の報告に何かご質問等ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

以上で報告は終わります。次、土地に関する議題に移りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（谷本孝二君）

はい。失礼いたします。土地に関する議題でございます。議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案第36号 農用地利用集積計画の決定について、議案第37号 非農地証明願について、議案第38号 許可後の事業計画変更申請について、報告といたしまして、報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について、報告第18号 許可後

の取消願について、以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは最初に議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。
事務局、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご審議よろしくお願いいたします。
議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。案件は14件です。

1番 三条町・・・合計面積 546.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

2番 原田町・・・合計面積 855.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

3番 飯野町東二・・・合計面積 26.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、当該農地を所有する譲受人の要望により、周辺農地を耕作している譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

4番 飯野町東分・・・合計面積 88.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足による経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、居住予定地の周辺で家庭菜園用農地を取得したい譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されております。

5番 垂水町・・・合計面積 924.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻、麦を作付けする計画が提出されております。2ページをお開きください。

6番 広島町江の浦・・・合計面積 185.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大の拡大を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。申請地でエゴマを栽培する計画が提出されております。

7 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 2,300.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人に、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付する計画が提出されております。

8 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 1,799.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で麦を作付する計画が提出されております。

9 番 綾歌町岡田東・・・合計面積 2,319.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜、果樹を作付する計画が提出されております。3 ページをお開きください。

10 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 7,737.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されております。

11 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 1,062.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で、水稻を作付する計画が提出されております。

12 番 綾歌町栗熊西・・・合計面積 110.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産な当該農地を、家庭菜園用農地を取得したい譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で、野菜を作付する計画が提出されております。

13 番 綾歌町富熊・・・合計面積 165.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用農地を取得したい譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜などを作付する計画が提出されております。4 ページをお開きください。

14 番 飯山町真時・・・合計面積 255.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営規模の縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で、野菜を作付する計画が提出されております。

以上 14 件。申請があった案件につきましては、審査基準のうち、農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況などから、

耕作の事業に供される農地のすべてを効率的に利用できると見込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、すべてを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項に該当しない、または適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）

9番の綾歌町岡田東●●の土地なんですけど、現地ちょっと見てきたんですけど、全くの原野ですけど。あそこで、野菜とか、果樹作ると重機で整地しないとだめだと感じたんですけど、そういうのは、申請には関係がないということなんですか。

●事務局長（谷本孝二君）

今のご質問あった部分なんですけど、受手の方が土木工事の事業者ですので、重機持っていますので、県の方の確認を取りまして、建設残土等を入れて造成をして、今後栽培するということでお伺いしています。

●農業利用最適化推進委員（宮武俊博君）

はい。わかりました。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

他に特にないようですので採決いたします。議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から14番の各案件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松永哲夫君）

ご異議ないようですので、議案第 33 号 農地法第 3 条許可申請 14 件は、原案の通り許可することに決定いたします。次に議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

はい。続いて 5 ページをお開きください。議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 3 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 552.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地とみなされますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 原田町・・・合計面積 649.45 m²（内併せ利用地 46.45 m²）【議案読み上げ】

この案件は、申請地に貸グループホームの建築整備を図るものです。申請地は準工業地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

3 番 土器町西八丁目・・・合計面積 619.21 m²（内併せ利用地 508.21 m²）【議案読み上げ】

この案件は、申請地に駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 3 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しましてご質問、ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ないですか。ありませんか。それでは採決いたします。議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 34 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 3 件は、原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。次に議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

続いて 6 ページをお開きください。議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 7 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 974.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 4 区画の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 郡家町・・・合計面積 1,472.00 m²（内併せ利用地 1,417.00 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、貸資材置き場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 飯野町東分・・・合計面積 422.35 m²（内併せ利用地 333.35 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7 ページにかけてになります。

4 番 垂水町・・・合計面積 1,576.97 m²（内併せ利用地 531.97 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 6 棟の建築整備を図るものです。申請地は、一部、

農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できることを考えます。

5 番 垂水町・・・合計面積 291.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番 土器町西一丁目・・・合計面積 273.63 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域内農地ですが、令和 6 年 4 月に農振除外申請がされております。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番 土器町西八丁目・・・合計面積 476.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

以上 7 件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりましたこれより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

ないようですね。それでは採決いたします。議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 7 番までの各案件を許可相当することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

異議ないようですので、議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 7 件は、原案の通り許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは続きまして、議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。8 ページをお開きください。議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。8 ページから 30 ページにかけて記載しております。申請件数は合わせて 37 件、筆数で 113 筆、面積が 112,019.94 m²となっております。詳細は表の通りです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項等の要件を満たしていることから問題ないものと考えます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりました。ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見ございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

すいません質疑の前にちょっと今回初めて、丸亀でも 3 年ぶりぐらいに出ているのですが、8 ページ、9 ページ。同じような表でちょっとわかりにくいのですが、この 8 ページ、9 ページにつきましては所有権移転で、貸し借りではありません。所有権移転になります。今日、机の上に、農地売買等事業っていう裏表の紙を置かしていただいていたと思うんですが、香川県農地機構が入って農地の売買をする事業になります。先月の農業委員会終了後、午後にですね、地元の農業委員さん、推進委員さん立ち会いのもと、利用調整会議っていうのをさしてもらっています。見ていただいたらわかるのですが、受け手の方は、基本的に認定農業者になります。それで買い入れする土地の 1 キロぐらいの間に、経営する農地が 1 ha ないと、基本的にこの事業に該当しません。農地についても農業振興地域の農用地区域に入っていないと国の補助対象にならないので、今、香川県農地機構は、その農地しか扱っていないのであまり出てくることはないのですが、メリットといたしまして、書類はすべて農地機構が作ります。登記の書類まで全部作って、その書類を農業委員会の方が、嘱託登記で登記までしてしまいます。農地の出し手の方からまず今回出てきていますので、今回これ告示を今月末で公告して、公告ができれば、また登記の作業に入っていって、農地機構のほうから土地の所有者の方に売買代金が支払われます。それが完了した後で、また次の農地機構から今度、買う人、買う予定者も決まっていますので、こちらの方に早かったら、9 月の農業委員会にまた同じように機構から、今度、買う人の所有権移転の申請が上がってきます。それが終わって、また、嘱託

登記をするようになります。あとは、ちょっとわかりにくいのですが、出し手の人、普通、不動産売ったときに、譲渡所得税っていう国税がかかるんですが、その部分が 800 万円まで控除になりますので、農地の場合、ほぼ国税の税金かからなくなりますので、その辺のメリットもありますので、これが対象になればいいんですけど、今回、8 ページの一番上の●●さん外 1 名っていうのが、農地法 3 条とこの事業があったと思うんですが、片一方は 3 条、例えばこの事業ということで、片一方はこの事業に該当しないということで、なかなか同じ人が申請しても、この事業に該当する、しないというのがありますので、基本的には機構の方が調整して、売り手、買い手が決まった後でこういう形で出てきますので、このような事業もあるよということで、ご承知をいただいたらと思います。以上でございます。

●会長（松永哲夫君）

今ちょっと説明ございましたけれども、今の利用集積計画についてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

●農業利用最適化推進委員（守家祥司君）

売却の時には、ある程度面積がそろってないと駄目なんですか。

●事務局長（谷本孝二君）

要は、そこの申請地の周り 1km の間に、自分が経営している面積、借地含めて 1ha 以上農地が固まってないとできません。

●農業利用最適化推進委員（守家祥司君）

わかりました。はい。ありがとうございます。

●会長（松永哲夫君）

他に何かご質問、ご意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に意見もないようですので、議案第 36 号 農用地利用集積計画の決定について、37 件の各案件につきましては原案の通り処理していくことといたします。それでは続きまして、議案 37 号 非農地

証明願についてを議題に供しします。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい、31 ページをお開きください。議案第 37 号 非農地証明願についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 前塩屋町二丁目・・・合計面積 132.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、これまで農業用施設として利用されてきたものです。

2 番 広島町町青木・・・合計面積 1,999.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木、雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっております。

以上 2 件。丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題はないものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの説明に対しまして何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議がないようですので、議案第 37 号 非農地証明願について、整理番号 1 番から 2 番までの案件につきましては、原案通り処理していくといたします。次に議案第 38 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。32 ページをお開きください。議案第 38 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 0.39 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 9 月 20 日 営農型太陽光発電設備の建築整備を図る計画で、農地法第 4 条の許可を受けておりましたが、下部農地の植え付け作物をスイートコーン、かぼちゃ、枝豆からレン

コンに変更するため事業計画を変更したいとの申請がございました。

2 番 原田町・・・合計面積 5,614.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 25 年 7 月 3 日、分譲住宅 24 棟の建築整備を図る計画で、農地法 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により工期を 2 年延長するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの説明に対しまして、何かご質問ご意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

ご異議がないようですので、議案第 38 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番から 2 番の各案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出について、報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、報告第 18 号 許可後の取消願については、一括して報告いたします。お願いします。

●事務局次長（大西良明）

はい。33 ページをお開きください。報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届け出についてでございます。報告は 7 件です。

1 番 本島町笠島・・・合計面積 702.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 2 年 7 月 12 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

2 番 飯野町東分・・・合計面積 1,369.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 4 月 20 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

3 番 土器町東五丁目・・・合計面積 39.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 14 年 1 月 12 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんな

どの希望はございません。34 ページをお開きください。

4 番 綾歌町岡田上・・・合計面積 5,433.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 6 年 1 月 26 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。35 ページにかけてになります。

5 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 3,068.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 28 年 6 月 8 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

6 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 224.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 28 年 6 月 8 日 相続により農地を取得したものです。委員会によるあっせんなどの希望はございません。

7 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 2,747.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 28 年 6 月 8 日、相続により農地を取得したので、委員会によるあっせんなどの希望はございません。

続いて、36 ページをお開きください。報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 2 件です。

1 番 飯野町町西分・・・合計面積 3,632.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃借権の権利設定をしていたものですが、労働力不足により、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。37 ページをお開きください。

2 番 綾歌町岡田西・・・合計面積 4,611.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律による賃借権の権利設定をしていたものですが、賃借人が、農地機構の支援事業を活用し、当該農地を購入する予定のため、離作補償なく合意解約するものです。

38 ページをお開きください。報告第 18 号 許可後の取消願についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 飯野町西分・・・合計面積 900.00. m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 4 年 3 月 18 日、農地法第 3 条第 1 項の規定により所有権移転の許可を受けておりますが、契約を解除するため農地法第 3 条の規定による許可の取消願を行うものです。報告は以

上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、それでは報告事項はこれで終わります。以上をもちまして7月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了しました。これをもちまして閉会といたします。

（午前10時20分終了）